

平成 2 5 年三重県議会定例会

提 案 説 明

(議提議案第 3 号及び議提議案第 4 号)

平成 2 5 年 2 月

ただいま議題となりました議提議案第3号「三重県地域産業振興条例の一部を改正する条例案」及び議提議案第4号「議員提出条例の検証に伴う関係条例の整理に関する条例案」につきまして、提案説明申し上げます。

まず、三重県地域産業振興条例の一部を改正する条例案についてであります。

三重県地域産業振興条例は、県内一律の産業振興施策ではなく、地域の特性に応じた産業の振興を計画的に推進することが重要であるとの考えのもと、県民、産業に携わる者、市町及び県が協働することを通じて、三重県の将来を支える産業を力強く推進し、これからの時代を担う若者が地域の将来について希望を抱くことができる活力ある地域社会を実現し、地域経済の健全な発展と県民生活の安定向上に寄与することを目的に、平成17年に制定された条例です。

この三重県地域産業振興条例について、昨年5月に設置された議員提出条例検証特別委員会において、条例の目的は達成されているか、制定後の社会情勢の変化に合っているかなどの観点で検証を行ってきました。

本条例案は、委員会における検証の結果を受けたものです。

改正の概要について、ご説明申し上げます。

第1に、産業の振興を図るには、地域間の連携も考慮する必要がありますが、この旨が現行文言においては明確ではないため、第1条の基本理念に「地域間の連携」の文言を明記することとしました。

第2に、人材育成や若者が地域の将来に希望を抱くことのできる活力ある地域社会を実現するためには、教育機関との連携が重要であることから、第2条の県の責務に連携協力を努めるパートナーとして「教育機関」を明記することとしました。

第3に、IT化が進んだ今日においては、産業の振興にとって、情報通信技術の活用が重要であることから、第5条の基本方針に「情報通信技術の活用」を加えることとしました。

第4に、流通の促進は産業の振興にとって重要であることから、第5条の基本方針に「流通」を加えることとしました。

第5に、社会経済活動における国際化が進展する中、国際的視点に立った産業活動の促進が重要であることから、第5条の基本方針に「国際的視点に立った産業活動を促進すること」を加えることとしました。

第6に、産業の振興を図るに当たっては、県と関係者との協働が必要であり、特に関係者の意見を施策に反映することが重要であることから、第6条に「関係者の意見の施策への反映に努めるものとする」を明記することとしました。

第7に、経済的社会的環境の変化が激しい今日においては、本条例がこの変化の流れに対応できているかを適宜確認することが重要であることから、附則の検討条項を「必要があると認められるときは、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられる」こととしました。

以上が、議提議案第3号の提案説明であります。

次に、議員提出条例の検証に伴う関係条例の整理に関する条例案についてであります。

議員提出条例検証特別委員会において、議員提出条例における形式的な文言の見直しを行いました。

本条例案は、その形式的な文言の見直しの結果を受けたものです。

以上が、議提議案第4号の提案説明であります。

慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。